

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 の一部改正について

平成21年8月
海事局検査測度課

1. 経緯

船舶安全法（昭和8年法律第11号）第29条の3第2項により、海上における人命の安全のための国際条約等に基づく証書（以下、「条約証書」という。）の交付については、国土交通省令に基づき、管海官庁又は国土交通大臣の登録を受けた船級協会が行うこととされている。また、条約証書の様式については、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号。以下、「証書省令」という。）第2条において、管海官庁が交付する場合の様式が定められており、同令第12条第3項の読み替え規定により、船級協会が交付する場合についても同じ様式を使用することが定められている。

今後、海外の船級協会から登録申請がなされることが想定されるが、証書省令で規定された証書様式と海外の船級協会が使用している証書様式では、記載順序及び表現方法等に相違がある。海外の船級協会が使用している様式は、既に他国において認められて用いられているものであるが、証書省令の様式を厳格に適用した場合、当該船級協会が使用する様式は認められないこととなり、船舶安全法に基づく登録船級協会として証書の発給業務を行う上で大きな支障となることが予想される。

このため、登録された船級協会が使用している証書様式が条約の必要事項を担保するものであると認められる場合には、諸外国における取扱いと同様に、証書省令に定める様式に関わらず、当該様式を使用することを可能とするため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

証書省令に、国土交通大臣の登録を受けた船級協会の用いる証書が条約を満足していると認められる場合、証書省令で定められた様式によらず、当該様式の使用を可能とすることを規定する。

3. スケジュール

公 布：平成21年9月末

施行日：平成21年10月1日